



第 308 号 URL 版 2017 年 7 月 31 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1 面】

# 武力での平和は実現しない 憲法の平和主義をまもろう

## 憲法違反の安倍政権には退陣を

安倍政権は、憲法違反の集団的自衛権の行使を認めた『閣議決定』(2014年7月)に基づき、安保法(戦争法)強行成立させました。年内には、自衛隊を憲法に明記する改憲の動きを加速させ、『戦争する国』づくりの道を突き進んでいます。安保法廃止!立憲主義・民主主義をとりもどすオール千葉県の会や千葉労連をはじめ、安保法廃止を求める弁護士会の会・千葉、再び戦争をさせない千葉県1000人委員会、憲法を守り・いかす千葉県共同センターなどさまざまな団体が改憲阻止の運動に立ち上がっています。



秘密保護法廃止・戦争法廃止・共謀罪法廃止を求め、  
隔週での宣伝行動を再開

戦後 70 年、日本は戦争で 1 人も殺さず殺されずにきました。しかし安保法(戦争法)に基づき『駆けつけ警護』の任務を付された自衛隊の部隊が南スーダンに派遣されました。自衛隊は今年 5 月に撤収しましたが、陸上自衛隊と現地政府軍と戦闘寸前になる事態が生まれて、『殺し、殺される』危険が現実のものとなっている状況です。

北朝鮮の核ミサイル開発に対して、米国が武力行使をも選択肢にすると表明する中、海上自衛隊の護衛艦が米軍艦船の護衛を行い、軍事対決の緊張を高める安保法(戦争法)の危険を浮き彫りにしました。日本と

北東アジアの平和にとって安保法(戦争法)の廃止と『閣議決定』の撤回が重要な課題です。安倍首相が、憲法に自衛隊の『意義と役割』を書き込む 9 条改憲のねらいは、単なる『自衛隊の追認』ではありません。『存立危険事態』などの限定を全てなくし、いつでも海外での武力行使を無制限に可能にすることです。憲法第 99 条で、憲法尊重擁護義務を最も負わなければならない安倍総理

大臣が、自民党総裁としての意見表明だにごまかしても、国会議員であるからには、間違いなく憲法違反です。憲法を守らない国会議員は即時退陣すべきです。自らが退陣しないのであれば、国民世論で追い詰め、退陣させることが、国民の命と平和を守ることになります。世界に対して武力ではない、日本らしい貢献、日本国憲法 9 条を守っていくこと、すなわち私たちが動いて、政治を変え、安保法（戦争法）を廃止にするしかありません。

憲法を守り・いかす千葉県共同センターは、今後①第 2、第 4 火曜日に千葉駅前の昼宣伝をおこなう② 9 月 19 日に県内各地で統一の宣伝行動を配置する③ 9 月 8 日の憲法会議の学習会、9 月 30 日の安保法廃止！立憲主義・民主主義をとりもどすオール千葉による講演会を成功させることを呼びかけています。

危険な改憲の動きを見せる安倍政権の暴走を止めるため、一つひとつの運動へのご協力をよろしくお願いします。

## 世界大会に向け県内で平和行進

2017 年原水爆禁止国民平和行進が、7 月 12 日に茨城県から千葉県に引き継がれました。翌 13 日から 25 日まで県内でおこなわれます。千葉県はすべての市町村が『非核平和都市宣言』をしています。いくつかの自治体は、職員や副市長が平和行進に参加してくれます。

今年の平和行進と 8 月に開催される原水禁世界大会は、7 月 7 日に国連で核兵器禁止条約が採択された中での重要な取り組みとなっています。この条約をさらに発展させ、『核兵器のない世界』実現のため、千葉労連としても山崎事務局長を原水禁世界大会に派遣し、世界大会成功に向けて奮闘していきます。

千葉県では 7 月 28 日に千葉市民会館で、世界大会参加者の結団式がおこなわれます。各組織の参加者にはぜひとも参加していただけるよう、よろしくお願いします。



核兵器廃絶を求め行進する  
平和行進 2017 千葉市コースの参加者

## 核兵器禁止条約を実効あるものにするために

今年の原水爆禁止世界大会と平和行進は、特別の意義があります。ご存じのように、7 月 7 日、国連で開かれていた核兵器禁止条約交渉会議で、核兵器禁止条約が採択されました。9 月 20 日から、条約批准にむけた署名が開始されます。日本被団協は、9 月 20 日、条約批准を求めて官邸前行動に取り組む予定です。

こうした核兵器禁止にむけた世論をいっそう高める役割が、今年の平和行進と原水爆禁止世界大会にあります。とくに、条約採択後に始まった千葉県の平和行進は、12 日に香取市に入り、13 日から 25 日までの 13 日間歩きます。県内の網の目コースは、2 日の八街を皮切りに 1 ヶ月余り取り組まれ、県内 54 自治体を歩きます。

こうした平和の思いを今年の世界大会に持ち寄りましょう。世界大会には、今年初めに国連の軍縮問題上級代表に着任した中満さんも参加し、長崎集会であいさつする予定です。唯一の戦争被爆国である日本政府が、核兵器禁止条約に「署名しない」と公言しているなかで、その姿勢を変えさせる世論と運動を喚起する場が今年の世界大会です。

原水爆禁止世界大会の参加者を増やし、大会後は数多くの報告集会を開いていきましょう。そして『ヒバクシャ国際署名』を大きくひろげ、秋の国連総会にあわせて、数多くの署名をとどけるために奮闘しましょう。

県原水協では、署名推進の資材として児玉三智子さんの証言DVD（定価500円・問い合わせは千葉県原水協事務局043-239-6971まで）を作成しましたので、積極的にご活用ください。（千葉県原水協紙谷敏弘事務局長寄稿記事）

## 波涛

千葉労連の行動に参加することを通じ、労働組合の活動に深くかかわるようになって約2年がたつ。今は千葉労連の機関紙編集委員会にオブザーバーとして参加している▼少しずつ千葉労連関係の知り合いも増え、記事を書くことや人前で話すことが苦手な私のことを支え、後押ししてくれる。労働組合の運動は、苦楽をともにしてお互いを支えあえる仲間をふやしてこそ発展していくと思う▼一人ではできないことでも「千葉労連の仲間たちとなら何かができる、何でもできる」と思わせてくれる。そんな千葉労連をどんどん発展させていきたい。新しい仲間もどんどん増やしていきたい。要求もどんどん実現させていきたい。



【2面】

## 最賃引き上げ賃金の底上げを 千葉労働局へ最賃署名&意見書を提出



千葉労働局基準部賃金室長が誠実に対応

千葉労連は、7月6日千葉地方最低賃金審議会あてに『千葉県の最低賃金を直ちに1500円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請書』を、第1次分として、6006筆を事務局の責任者北村賃金室長に提出しました。併せて、最低賃金改定にかかる意見書も提出しました。

### 切実な現場の声

コープネットグループ労組の清水さんは「コープみらいの千葉エリアでは約3500人の組合員を組織しているが、その8～9割がパート労働者。県最賃が上がるとうきあげが必要となる最低賃金ぎりぎり働いているのが実態。東京都と

の最賃価格差があるため、千葉県在住労働者は、より高い賃金を得るために、東京で働くことを希望する。千葉の最賃をせめて東京並みにあげて欲しい」と切実な実態を訴えました。



自治労連千葉県本部の川俣さんは「自治体職場の非正規職員は、最賃ベースで働いている者が多数います。全国的には、職員の 3 割が非正規職員という実情。そのうちの 8 割が女性で保育士の半数が非正規職員です。船橋市では保育士が不足して、園児を受け入れる体制がありませんでした。この状況を改善するために船橋市が保育士の時給を引き上げたら、保育士が増えました。働く人をしっかり確保するためにも最賃の引き上げは重要です」と訴えました。

### 知ってもらうために

北村労働基準部賃金室長は「要請署名と聞かせていただいた実態を、千葉地方最低賃金審議会に反映させるよう努力する」と回答しました。その上で千葉地方最低賃金審議会委員に対し、実態を知ってもらうために最低賃金で働いている人の生活実態等、説得力のあるデータや職場実態が分かる資料を準備すると、より伝わりやすいという発言もされました。

千葉労連として改めて最低賃金改定に関する意見書と、追加の署名を提出することを伝え、提出行動を終えました。

## 認知症の正しい知識を学ぼう

### 第 19 回はたらく女性の千葉県集会

6 月 25 日、自治体福祉センターで「第 19 回はたらく女性の千葉県集会」が開催され、9 単産・団体から 47 人が参加しました。

まず、まくはり診療所健康管理センター保健師主任の宮下恵美子さんを講師に『認知症ははじめの一步』と題して講演がありました。日本では、65 歳以上高齢者の約 15% に認知症があると報告されていて、2025 年には 5 人に 1 人が認知症という予測もあると話されました。宮下さん手作りの図やグラフなどを使いながら、認知症の正しい知識や、地域や家族の対応の仕方などを学習しました。講演の最後に、認知症の予防に手と足を一緒に動かす脳トレを参加者全員でおこない、会場のあちこちから笑いもおき、重たいテーマを楽しく学びました。



2025年には5人に1人が認知症

ミニ講演では、千葉労連顧問の松本悟さんが『人間の尊厳を守る政治へ、市民と野党の共闘が希望』と題して、紙芝居で今の情勢のポイントをわかりやすく話されました。

発言の広場では 3 人の方が発言。年金者組合女性の会からは「年金受給者の 4 割が 10 万円以下。最低年金保障制度を作れと裁判をしている」と報告。全教千葉女性部からは「教職員未配置の問題。昨年、先生のいない学級が県内で 134 にもなった。また 2020 年から英語と道徳が教科になる。内心にすることを評価できるのか」と問題提起。農民連からは「米離れから米が余っている。田んぼはダムの効果もあり、気温も下がる。国産のものを食べてほしい」と訴えがありました。

## 労働相談一ヶ月～偽装請負について～

Q 出先の事業場で契約社員として働いていましたが、ある日、これからは「一人親方」として契約してもらおうといわれ働いています。労働時間は自由だからと言われましたが、毎日、日報に仕事始め時間と終わり時間を書いて出しています。仕事のやり方も給与も同じです。上司から、のろまや愚図と怒鳴られています。体調もすぐれずパワハラの相談をしましたが、自営業者は労働者ではないと言われてしまいました。

A 相談者の労働実態は労働者の働き方でありながら、請負契約を結んで自営業者に偽装する『偽装請負』という働かせ方です。偽装請負は契約書面の内容が請負であるため、労働者という扱いにならず、労働基準法が適用されません。そのため何時間働こうと残業代を支払う必要がなく、労災保険や社会保険などに加入させる必要もありません。偽装請負は違法行為です。相談者の企業は、全国的に偽装請負を展開した経緯があり、対応について相談しました。

問題は、労働者か自営業者かの判断です。労働者として判断する基準は、使用者との間に『使用従属関係』にあるか否かです。①使用者の指示を受けて仕事をしているか②労働時間が管理されているか③働きに応じて賃金が払われているかなどで判断します。他にも、税金の天引きや雇用保険などへの加入の有無などいくつかの判断要素があります。

契約書は重要なものですが、労働者か否かの判断は「労働の実態」で判断します。現場では、偽装請負と言われないように、巧妙に形づくりが行われているようです。「請負契約」を結ばされた人は、働かされ方を再チェックしてみましよう。 【中林】